

# 浴風会ケアハウス利用料金表(1人月額)

平成28年4月1日改定

	収入による区分	基本利用料			
		生活費	居住に要する費用	サービスの提供に要する費用	合計
1	1,500,000円以下			10,000円	76,590円
2	1,500,001円～1,600,000円			13,000円	79,590円
3	1,600,001円～1,700,000円			16,000円	82,590円
4	1,700,001円～1,800,000円			19,000円	85,590円
5	1,800,001円～1,900,000円			22,000円	88,590円
6	1,900,001円～2,000,000円			25,000円	91,590円
7	2,000,001円～2,100,000円			30,000円	96,590円
8	2,100,001円～2,200,000円			35,000円	101,590円
9	2,200,001円～2,300,000円			40,000円	106,590円
10	2,300,001円～2,400,000円			45,000円	111,590円
11	2,400,001円～2,500,000円	46,090円	20,500円	47,300円	113,890円
12	2,500,001円～2,600,000円				
13	2,600,001円～2,700,000円				
14	2,700,001円～2,800,000円				
15	2,800,001円～2,900,000円				
16	2,900,001円～3,000,000円				
17	3,000,001円～3,100,000円				
18	3,100,001円以上				

- ① 上記表の対象収入とは、前年(1月1日～12月31日)の収入から必要経費(租税・社会保険料等)を控除した後の金額です。
- ② 居室内における、電気、水道代は別途ご請求させていただきます。
- ③ 11月～3月は別途冬季加算(暖房費)(月2,130円)がかかります。
- ④ 外出・外泊その他の理由により、10日以上食事が不要になるときは、7日前までに所定の用紙によりお申出いただければ、規定の生活費から食材料費を除外させていただきます。
- ⑤ 利用料等が滞納された場合の保証金として、入居時にお一人につき300,000円をお預かりいたします。(滞納がない場合には、退居時に全額返金いたします)。
- ⑥ 個人のおむつ代、医療費および居宅サービスにかかる費用、嗜好品購入費などは上記料金に含まれておりません。
- ⑦ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額といたします。この場合、100円未満の端数は切り捨てとなります。